

## 最低制限価格の算定式(平成31年4月)

注)赤字が今回の改定箇所である

## 1 最低制限価格の基礎額の算定式(建設工事)

上限: **92%**

$$(\text{直接工事費} \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.90 + \text{現場管理費} \times 0.90 + \text{一般管理費} \times 0.55) \times \underline{1.03} \times 1.08$$

※二重下線の値は、経済・雇用対策として県が設定している補正係数である。  
 ※式の最後尾の補正係数は、消費税率8%の時は1.08、10%の時は1.10である。

## 2 最低制限価格の基礎額の算定式(建設関連業務)

【測量】

上限: **82%**

$$(\text{直接測量費} \times 1.00 + \text{測量調査費} \times 1.00 + \text{諸経費} \times 0.48) \times \underline{1.07} \times 1.08$$

【建設コンサルタント業務】

上限: **80%**

$$(\text{直接人件費} \times 1.00 + \text{直接経費} \times 1.00 + \text{その他原価} \times 0.90 + \text{一般管理費等} \times 0.48) \times \underline{1.02} \times 1.08$$

【補償コンサルタント業務】

上限: **80%**

$$(\text{直接人件費} \times 1.00 + \text{直接経費} \times 1.00 + \text{その他原価} \times 0.90 + \text{一般管理費等} \times 0.45) \times \underline{1.02} \times 1.08$$

【地質調査業務】

上限: **85%**

$$(\text{直接調査費} \times 1.00 + \text{間接調査費} \times 0.90 + \text{解析等調査業務費} \times 0.80 + \text{諸経費} \times \underline{0.48}) \times \underline{1.07} \times 1.08$$

【建築設計業務】

上限: **80%**

$$(\text{直接人件費} \times 1.00 + \text{特別経費} \times 1.00 + \text{技術料等経費} \times 0.60 + \text{諸経費} \times 0.60) \times \underline{1.04} \times 1.08$$

※二重下線の値は、経済・雇用対策として県が設定している補正係数である。  
 ※式の最後尾の補正係数は、消費税率8%の時は1.08、10%の時は1.10である。

## 3 最低制限価格の算定式

$$\text{最低制限価格} = \text{基礎額} + \text{ランダム加算値}$$

$$\text{ランダム加算値} = \text{基礎額} \times \text{一定割合以下の無作為値}$$

※低入札調査基準価格を算定する場合は、最低制限価格の算定式を準用する。

#### 4 留意事項

・下記工事の基礎額については、以下の算定式を用いる。

##### 【鋼橋架設工事】

上限:92%

(〔工場製作対象〕+〔架設工事対象〕) × 1.03 × 1.08

工場製作対象:直接工事費×0.97 + 間接労務費×0.90 + 工場管理費×0.90

架設工事対象:直接工事費×0.97 + 共通仮設費×0.90 + 現場管理費×0.90 + 一般管理費×0.55

##### 【電気通信工事】

上限:92%

(〔工場製作対象〕+〔据付工事対象〕) × 1.03 × 1.08

工場製作対象:機器単体費×0.97

据付工事対象:直接工事費×0.97 + 共通仮設費×0.90 + 現場管理費×0.90 + 機器間接費×0.90 + 一般管理費×0.55

##### 【機械設備工事】

上限:92%

(〔工場製作対象〕+〔据付工事対象〕) × 1.03 × 1.08

工場製作対象:直接製作費×0.97 + 間接労務費×0.90 + 工場管理費×0.90

据付工事対象:直接工事費×0.97 + 共通仮設費×0.90 + 据付間接費×0.90 + 現場管理費×0.90 + 設計技術費×0.90 + 一般管理費×0.55

##### 【営繕工事(建築工事、電気設備工事、機械設備工事)】

上限:92%

(〔直接工事費×0.9〕×0.97 + 共通仮設費×0.90 + [現場管理費+直接工事費×0.1]×0.90 + 一般管理費×0.55) × 1.03 × 1.08

##### 【営繕工事(昇降機設備工事、専門工事)】

上限:92%

(〔直接工事費×0.8〕×0.97 + 共通仮設費×0.90 + [現場管理費+直接工事費×0.2]×0.90 + 一般管理費×0.55) × 1.03 × 1.08

##### 【土地改良工事】

上限:92%

(直接工事費×0.97 + 共通仮設費×0.90 + 現場管理費×0.90 + 一般管理費×0.55 + 一括計上価格×0.90) × 1.03 × 1.08

※農業農村整備事業の鋼橋製作架設工事(【鋼橋架設工事】を準用)、施設機械設備製作据付工事(【機械設備工事】を準用)、電気通信設備工事(【電気通信工事】を準用)においても、一括計上価格の取扱いは下線部と同じである。

※二重下線の値は、経済・雇用対策として県が設定している補正係数である。  
※式の最後尾の補正係数は、消費税率8%の時は1.08、10%の時は1.10である。